

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者が付された累積違反点数	是正状況
2024年4月26日	四万十共生事業(株)	高知県四万十市	警告	<p>令和6年4月3日10時45分頃、四万十共生事業株式会社の旅客船「勝七」は、旅客36名を乗せ、高知県四万十市三里乗り場を出航し、沈下橋の橋脚と橋脚の中央部に向けて航行していたが、右後方からの川の流れが速くなり、船尾側が左側に振られ、船の体制を立て直すために速力を一時的に上げ、すぐに減速した後、橋脚の位置を確認しようとしたが、客室の左右の窓が予想以上に曇ってしまっており、橋脚の位置が確認できなかったため、適切な位置に修正することができず、10時50分頃に本船の船首右側が沈下橋の橋脚に衝突した。旅客9名が負傷。</p> <p>同月4日、四国運輸局高知運輸支局の運航労務監理官が海上運送法に基づく特別監査を実施した。</p> <p>同月26日、運航管理者は安全管理規程第11条に基づき、視界不良になることに対して具体的な視界確保のための対策を行うなど、船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。安全統括管理者は安全管理規程第49条に基づき、乗組員及び陸上連絡員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、周知徹底をはかること、安全管理規程第50条に基づき、事故処理に関する実践的な訓練を年1回以上実施することを含む指導を行った。</p>	<p>1. 安全統括管理者は、安全管理規程第10条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>2. 運航管理者は、安全管理規程第11条に基づき、湿度の状況により、客室の窓が曇り、視界不良になることに対して具体的な視界確保のための対策を行うなど、船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。</p> <p>3. 安全統括管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員及び陸上連絡員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、周知徹底をはかること。</p> <p>4. 安全統括管理者は、安全管理規程第50条に基づき、事故処理に関する実践的な訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>5. 経営代表者は、安全管理規程第52条に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うこと。</p> <p>6. 経営代表者は、安全管理規程第53条に基づき、規程の内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更を決定し、四国運輸局へ届け出ること。</p>	10点	10点	改善措置報告 2024年5月9日